

神戸市未成年後見人支援事業について

1. 事業の概要

(1) 目的

神戸市子ども家庭センターが支援を行う児童等について、その未成年後見に係る報酬等の全部または一部を助成することにより、未成年後見人の確保を図るとともに、費用負担が困難な児童等の日常生活の支援や福祉の向上に資することを目的とします。

(2) 事業内容

① 報酬助成

未成年後見人が未成年被後見人から受けるべき報酬額の全部または一部を助成します。

※報酬助成額は、家庭裁判所が決定した報酬額の範囲内かつ年額 240,000 円（月額上限 20,000 円 × 12 ヶ月）の範囲内とします。

② 保険料助成

未成年後見人及び未成年被後見人が加入する保険（公益社団法人日本社会福祉士会が運営する未成年後見人補償制度のものに限る）に係る保険料を助成します。

(3) 助成対象期間

対象となる未成年被後見人が成年に到達する日の前日まで

(4) 事業の適用開始日

令和2年4月1日

※報酬助成については、この日以降に家庭裁判所が決定した報酬額（上記(2)①※の範囲内）を助成対象とします。

※保険料助成については、上記の適用開始日以降、未成年後見人の申請を受けて、神戸市が日本社会福祉士会へ加入を申し込んだ後、当会により加入が認められた日以降の保険料を対象とします。

2. 申請方法

報酬助成を受けようとする未成年後見人は、家庭裁判所における報酬付与の審判が行われ、報酬額が決定された後に、保険料助成を受けようとする未成年後見人は、家庭裁判所における未成年後見人の選任の審判が行われ、後見人が選任された後に、次の表に定める書類を、神戸市子ども家庭センターへ提出してください。

【提出書類】

↓ ○印の書類を提出してください。

	書類の名称	報酬助成	保険料助成
1	選任審判書の写し	-	○
2	報酬付与審判書の写し	○	-
3	財産目録の写し（家庭裁判所へ提出したものの写し）	○	○
4	（様式第1号）報酬助成申請書	○	-
5	（様式第6号）保険料助成申請書	-	○
6	（様式第2号）資産状況届出書	○	○
7	（様式第3号）資産状況等調査同意書	○	○
8	未成年後見人補償制度加入依頼書	-	○

※報酬助成及び保険料助成の両方を同時に申請する場合は、同じ種類の書類は一部のみの提出で可。

※上記8の記載にあたっては、別添の「未成年後見人支援事業に関する未成年後見人補償制度の手引き」の内容及び「記載上の留意点」（薄黄色の用紙）をご確認ください。

3. 申請期限 ※年度ごとの申請が必要です。

(1)報酬助成

原則として、報酬付与の審判により報酬額が決定された月の翌々月の末日まで

(例) 令和8年1月に報酬付与の審判があった場合は、令和8年3月31日までに申請が必要。

※上記期限までに申請ができない特別の事情がある場合は、この限りではありません。

(2)保険料助成

原則として毎月末までに申請を受理したもの（申請書類に不備があるものを除く）について、翌々月から保険が適用されるように、神戸市において加入手続及び保険料の支払いを行います。

(例) 令和8年1月末までに申請を受理した場合は、令和8年3月より保険適用

－ 申請書送付先・問合せ先 －

〒652-0862 神戸市兵庫区上庄通1丁目1-27

神戸市こども家庭センター（家庭養護担当）

Tel 078-977-7522 FAX 078-977-8085

E-mail : kateiyogo-kkc@city.kobe.lg.jp